

亀山市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

田村自治会

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める解散の事由

変更前 （1）本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 （1）本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

3 変更の年月日

平成31年2月3日

4 変更の理由

地方自治法の一部改正による